

# 秋田県公報

## 目次

公安委員会規則  
秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（昭・訓警察）

## 公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第4号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月26日

秋田県公安委員会委員長 藤井 明

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中

総務課	公安委員会補佐室	を	総務課	公
				情

通信指令室	地
-------	---

公安委員会補佐室

地域課 鉄道警察隊

報公開センター

に、

を

航空隊	航空隊
銃器薬物対策室	銃器薬物対策室

生活

通信指令室

新通信指令システム準備室

域

銃道警察隊

航空隊

に改める。

保安課

環境犯罪対策室  
銃器薬物対策室

第16条第1項の表中

総務課	公安委員会補佐室長	命を受け、公安委員会補佐室の職員を指揮監督する。
-----	-----------	--------------------------

事務を掌理し、

総務課	公安委員会補佐室長	命を受け、公安委員会補佐室の職員を指揮監督する。
	企画調整官	命を受け、県議会との連絡及びに関する事務を掌理する。

会計課

監査室長

命を受け、監査室の事務を掌理指揮監督する。

事務を掌理し、

調整その他渉外

に、

生活安全企画課	ハイテク犯罪対策室長	命を受け、ハイテク犯罪対策室し、室の職員を指揮監督する。
生活安全課	銃器薬物対策室長	命を受け、銃器薬物対策室の職員を指揮監督する。

し、室の職員を

の事務を掌理

務を掌理し、室

を

会計課	監査室長	命を受け、監査室の事務を掌理指揮監督する。
情報管理課	指 導 官	命を受け、情報管理一般に関する。
生活安全企画課	ハイテク犯罪対策室長	命を受け、ハイテク犯罪対策室し、室の職員を指揮監督する。
生活安全課	環境犯罪対策室長	命を受け、環境犯罪対策室の職員の職員を指揮監督する。
	銃器薬物対策室長	命を受け、銃器薬物対策室の職員の職員を指揮監督する。

し、室の職員を

の事務を掌理す

の事務を掌理

に、

学校及び課等	術 科 師 範	命を受け、術科に関する事務を
--------	---------	----------------

務を掌理し、室

務を掌理し、室

掌理する。

を

学校及び課等	術 科 師 範	命を受け、術科に関する事務を
総務課	情 報 公 開 センター長	命を受け、情報公開センターの職員を指揮監督する。
会計課	会 計 指 導 官	命を受け、課の所掌事務のうち、 び技能を要する事務の処理並びに る。

掌理する。

事務を掌理し、

専門的な知識及  
指導教養に当た

に、

地域課	通信指令室長	命を受け、通信指令室の事務を 員を指揮監督する。
	鉄道警察隊長	命を受け、鉄道警察隊の事務を 員を指揮監督する。
	航 空 隊 長	命を受け、航空隊の事務を掌理 指揮監督する。
	地 域 指 導 官	命を受け、課の所掌事務のうち、 び技能を要する事務の処理並びに る。

通信指令室長	命を受け、通信指令室の事務を 員を指揮監督する。
--------	-----------------------------

掌理し、室の職
掌理し、隊の職
し、隊の職員を
専門的な知識及指導教養に当た

を

地域課	新通信指令シムム準備室長	命を受け、新通信指令シムム掌理し、室の職員を指揮監督する。
	鉄道警察隊長	命を受け、鉄道警察隊の事務を命を指揮監督する。
	航空隊長	命を受け、航空隊の事務を掌理指揮監督する。
	地域指導官	命を受け、課の所掌事務のうち、び技能を要する事務の処理並びに

掌理し、室の職
準備室の事務を
掌理し、隊の職
し、隊の職員を
専門的な知識及指導教養に当た

に、

地域課	通信指令官	命を受け、通信指令室の事務を命を補佐する。
捜査第一課	強行特捜班長	命を受け、強行特捜班の事務を命を補佐する。

	命を受け、通信指令室の事務を
--	----------------

処理し、地域課
処理し、捜査第

を

地域課	通信指令官	長を補佐する。
	航空隊副隊長	命を受け、航空隊の事務を処理補佐する。
捜査第一課	強行特捜班長	命を受け、強行特捜班の事務を命を補佐する。
	機動捜査隊長	命を受け、機動捜査隊の事務を命を補佐する。

処理し、地域課

し、地域課長を

処理し、捜査第

処理し、捜査第

生活安全企画課	少年補導職員	を	少年課	少年補導職員
---------	--------	---	-----	--------

に、

に改める。

別表第1大館警察署大館駅前交番の項中「松館」の次に「字代野、字新綱、下代野（字笹森及び字天下道下を除く。）、大茂内（字柄の下、字中瘤、字瘤ノ木岱、字上瘤ノ木岱、字木岱及び字諏訪台を除く。）、東」を加え、同表秋田警察署仁井田交番の項中「、御野場一丁目～四丁目、御野場七丁目1番（県営住宅1棟～9棟）～2番」を「、仁井田字古川向、仁井田字川久保」に、「、四ツ小屋字左衛門川原」を「、御野場一丁目～八丁目」に改める。

別表第2大館警察署上代野警察官駐在所の項中「、下代野」、「、大茂内」及び「、東」を削り、同項中「雪沢」の次に「、下代野字笹森、下代野字天下道下、大茂内字柄の下、大茂内字中瘤、大茂内字瘤ノ木岱、大茂内字上瘤ノ木岱、大茂内字木岱、大茂内字諏訪台」を加え、同表秋田警察署四ツ小屋警察官駐在所の項中「御野場

五丁目～六丁目、御野場七丁目1番（県営住宅10棟～31棟）、御野場八丁目、  
 「、四ツ小屋小阿地、四ツ小屋未戸松本」及び「、御所野元町三丁目、御所野元町五  
 丁目」を削り、同項中「御所野湯本二丁目」を「御所野湯本一丁目」に改める。  
 附 則  
 この規則は、平成14年3月27日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金

一月三千五百円

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 082-8766000  
 E-mail: matsubara@matsubaranatsushu.co.jp  
 FAX 082-8766000  
 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原印刷社

